

答 申 書

平成25年9月10日

安曇野市長 宮 澤 宗 弘 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 宮 澤 正 士

第1 審査会の結論

安曇野市長が、異議申立人の本件情報公開請求に対して、平成25年4月23日付け25市民Aア-20第1号において、安曇野市市民環境部市民課長が平成25年4月8日付けで作成した「顧問弁護士相談報告書」に記載されている情報について、安曇野市情報公開条例第7条第6号の規定する非公開情報に該当するとして公開しなかった部分のうち「顧問弁護士名」を記載した部分は、公開すべきである。

第2 異議申立ての経緯及び趣旨

1 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成25年4月8日付けで安曇野市情報公開条例（以下「本条例」という。）第6条の規定により、住民票の写しの交付請求に関して安曇野市市民環境部市民課長（以下「市民課長」という。）が平成25年4月4日及び平成25年4月5日付けで電子メールにより行った回答に係る「安曇野市の顧問弁護士」の氏名、住所及び電話番号が記載されている公文書の公開を請求した。
- (2) 平成25年4月23日、安曇野市長（以下「実施機関」という。）は、「市民課長が平成25年4月8日付けで作成した顧問弁護士相談報告書」（以下「顧問弁護士相談報告書」という。）を本件情報公開請求の対象である公文書として特定した上で、「顧問弁護士相談報告書」中の「顧問弁護士名」、「相談の概要」、「弁護士の指導・助言の概要、及び相談後の対応」の各欄に記載されている情報については、本条例第7条第6号の規定する非公開情報に該当するとして、上記の非公開情報が記録されている部分を除いて公開するとの部分公開決定を行い、異議申立人に通知した（25市民Aア-20第1号）。
- (3) 平成25年5月21日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立てを行った。

2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

異議申立人が平成25年4月24日に総務部秘書広報課及び総務部総務課に電話をし、安曇野市と年間委託契約をしている顧問弁護士名の開示を求めたところ、3名の氏名が開示された。市民課長が相談した顧問弁護士はこの3名のうち誰かであることは明らかであり、顧問弁護士名の開示は本条例第7条第6号イに該当しない。

第3 審査会の判断

1 審査会の結論

当審査会は、情報公開審査諮問書（25市民Aア-20第2号）を受理し、本件異議申立てについて、平成25年7月1日に開催された会議において審査し、かつ同日になされた異議申立人による口頭意見陳述を踏まえて判断したところ、実施機関が、「顧問弁護士相談報告書」に記載されている情報について、本条例第7条第6号の規定する非公開情報に該当するとして公開しなかった部分のうち「顧問弁護士名」を記載した部分は、公開すべきであるという結論に至った。以下、審査会がかかる判断を行った理由を説明する。

2 本件公文書について

平成24年10月1日から施行されている安曇野市顧問弁護士相談実施規程第4条の規定によって、同規程第3条の規定により承認を受けた案件について顧問弁護士相談が終了したとき、又は当該相談が継続している場合で報告が必要なときは、顧問弁護士相談報告書を総務課長に提出するものとされている。情報公開請求の対象となった公文書は、安曇野市顧問弁護士相談実施規程第4条の規定に基づき顧問弁護士相談の結果を報告するために市民課長が平成25年4月8日付けで作成した顧問弁護士相談報告書である。

3 本条例第7条第3号該当性について

当審査会は、「顧問弁護士相談報告書」に記載されている情報のうち、「相談の概要」、「弁護士の指導・助言の概要、及び相談後の対応」の各欄に記載された部分は本条例第7条第3号の非公開情報に該当すると判断した。その理由は、次のとおりである。

本条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」については、

同号のただし書に該当する場合を除いて、非公開情報とすることを規定している。本条例第7条第3号に該当する情報には、「公開することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的信用を損ない、あるいは、社会活動の自由等に支障を与えると認められる情報」が含まれる。

まず、本条例第7条第3号の「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2（事業税の納税義務者等）第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人及び農業、林業等を営む個人をいうと解される所、地方税法第72条の2第3項及び第10項において、弁護士業は個人の行う事業のうち第3種事業に位置付けられており、弁護士は「事業を営む個人」に該当する。つぎに、法律相談業務は弁護士の業務の典型的なものの一つであり、法律相談業務に関する情報が事業を営む個人の「当該事業に関する情報」に含まれることに疑いの余地はない。

そこで、「顧問弁護士相談報告書」に記載されている情報のうち、「相談の概要」、「弁護士の指導・助言の概要、及び相談後の対応」の各欄に記載された情報が「公開することにより……当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」に該当するかどうかの問題となる。弁護士の行う法律相談業務は、依頼者個々の相談に対し、その内容に応じて法律の専門家としての知識や経験に基づき適切な指導や助言を行うものであるが、弁護士にとって、法律相談の内容が公にされることは、自らの専門知識、技能、価値観などが明らかにされることであり、それが社会的評価の対象となることを意味する。したがって、弁護士との法律相談記録に関する公開については、当該弁護士に対する社会的な評価、信用等事業活動上の利益に影響を与えるものであることを考慮すれば、慎重でなければならないといえる。

法律相談業務において扱う案件は、様々である。一方において、依頼者との法律相談を何度も繰り返し、情報の収集・分析に基づく事実関係の精査と法律問題の検討を行った上で最終的に回答する案件もあり、他方において、極めて短い期間内に回答することが求められる案件や、事実関係が必ずしも明らかでない状況の下で暫定的な回答をせざるを得ない案件もある。前者の場合、最終的な判断に到達するまでに繰り返して行われる依頼者との法律相談における弁護士の助言及び指導には、依頼者から提供される情報が不完全であったりすることなどに起因する不確実・不完全な要素がどうしても残らざるを得ない。後者の場合も、法律相談における弁護士の助言及び指導には、時間的制約や不確実な事実関係に起因する不確実・不完全な要素を払拭することはできない。また、「顧問弁護士相談報告書」中の「弁護士の指導・助言の概要、及び相談後の対応」に記載された情報は、弁護士の助言及び指導の内容を一言一句客観的に再現したものではなく、顧問弁護士相談を受けた職員が独自に弁護士の助言及び指導の概要を記載したものにすぎない。このような事

情を考慮すると、弁護士との法律相談記録が公にされると、様々な憶測や誤解を生み、あるいは前後の関係なく弁護士の発言として記録された情報のみが独り歩きをし、結果として当該弁護士の信用や評価などに不当な影響を及ぼし、その正当な利益を害するおそれがあると考えられる。したがって、「顧問弁護士相談報告書」に記載されている情報のうち、「相談の概要」、「弁護士の指導・助言の概要、及び相談後の対応」の各欄に記載された部分は本条例第7条第3号の非公開情報に該当すると判断される。

他方、「顧問弁護士相談報告書」に記載されている「顧問弁護士名」は本条例第7条第3号の非公開情報に該当しないと解される。弁護士の業務については、民事又は刑事など各種裁判における代理人又は弁護人としての職務をはじめ多岐にわたるが、弁護士にとって法律相談業務は典型的な業務の一つであることは明らかであり、弁護士が、地方公共団体との間で顧問契約を締結し、地方公共団体の事務の執行過程において発生する法律問題についての相談等の法律業務を行っているという情報が当該弁護士の信用や評価などに不当な影響を及ぼし、その正当な利益を害するおそれがあるとは考えられない。また、地方公共団体との間で顧問契約を締結している以上、個別の案件について法律相談を受けることは当然であって、個別の案件に関する法律相談の内容が公開されない限り、弁護士が個別の案件について法律相談を受けたという情報が当該弁護士の信用や評価などに不当な影響を及ぼし、その正当な利益を害するおそれがあるとは考えられない。

なお、顧問弁護士相談が個別の交渉事件又は訴訟事件の処理に関してなされた場合、顧問弁護士がいかなる個別事案に関与しているかという情報が本条例第7条第3号の「事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより……当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」に該当することもあり得ないわけではない。しかし、本件公文書における法律相談の対象は、市の行政執行の過程において生じた法律問題であって、個別の交渉事件又は訴訟事件の処理に関するものではないので、この点について判断するまでもない。

4 本条例第7条第6号該当性について

実施機関は、「顧問弁護士相談報告書」中の「顧問弁護士名」、「相談の概要」、「弁護士の指導・助言の概要、及び相談後の対応」の各欄に記載された情報は本条例第7条第6号の規定する非公開情報に該当すると主張する。本条例第7条第6号は、「実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、……当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とすると規定し、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」典型的な例示の

一つとして、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（本条例第7条第6号イ）を挙げている。その趣旨は、市等の地方公共団体や国が一方の当事者となる契約等においては、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要があるという点にある。本件公文書における法律相談の対象は、市の行政執行の過程において生じた法律問題であって、相手方と対等な立場で遂行する必要がある「契約、交渉又は争訟に係る事務」に関するものではない。したがって、「顧問弁護士相談報告書」中の「顧問弁護士名」、「相談の概要」、「弁護士の指導・助言の概要、及び相談後の対応」の各欄に記載されている情報が本条例第7条第6号の規定する非公開情報に該当するとした実施機関の判断は、妥当ではない。

5 結論

以上のことから、当審査会としては、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第4 審議経過

平成25年6月6日	情報公開審査諮問書を受理（平成25年6月6日 付け25市民Aア-20第2号）
同年7月1日	異議申立人・実施機関からの意見聴取及び審議 以上